

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【益田市】

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込み	同一世帯として申込みができる。	○		建築課	0856-31-0382	【申込先】 島根県住宅供給公社益田事務所 0856-31-1530
住民票（写し）の請求	同一世帯のパートナーによる請求（委任状省略）		○	市民課	0856-31-0221	
生活保護の申請	同一世帯として申請ができる		○	福祉総務課	0856-31-0242	
介護保険認定申請	パートナーが代理で申請できる		○	高齢者福祉課	0856-31-0682	
税務証明書等の交付申請（固定資産税を除く）	同一住所のパートナーによる請求（委任状省略）		○	税務課	0856-31-0609	
軽自動車（種別割）の減免申請	身体障がい者等と生計を一にしているパートナーが、身体障がい者等のための交通手段として自動車を運転する場合		○	税務課	0856-31-0609	
国民健康保険の手続き	同一世帯のパートナーによる手続き（委任状省略）		○	保険課	0856-31-0212	本人確認ができるものを持参ください。 (免許証・マイナンバーカード等)
後期高齢者医療の手続き	同一世帯のパートナーによる手続き（委任状省略）		○	保険課	0856-31-0215	本人確認ができるものを持参ください。 (免許証・マイナンバーカード等)
子ども医療の手続き	同一世帯のパートナーによる手続き（委任状省略）		○	保険課	0856-31-0215	本人確認ができるものを持参ください。 (免許証・マイナンバーカード等)